

令和7年 育児や介護と仕事の両立支援制度が さらに取得しやすくなりました！

育児や介護のため休みたい

育児休業

原則子の1歳の誕生日の前日まで
2回まで分割取得可能
(いわゆる「産後パパ育休」も
2回まで取得可能)

子の看護等休暇

1の年度に5日 (小学校3年生まで対象)
(子が2人以上の場合は10日)

介護休暇

家族1人に指定期間(通算
93日まで、3回まで分割可)
内で取得可能

短期介護休暇

1の年度に5日 (要介護家族
が2日以上の場合は10日)

勤務時間を短くしたい

育児時間

- ① 1日につき2時間まで
- ② 1年につき10日相当の時間まで
のいずれかを選択 (未就学まで対象)

介護時間

1日につき2時間まで
(家族1人に3年間まで)

勤務時間帯 を変更したい

早出
遅出
勤務

休憩
時間
の短
縮・
延長

フレックスタ
イム制 (期間
業務職員の
み)

超勤・深夜勤 を避けたい

超過勤務
の免除

超過勤務
の制限

深夜勤務
の制限

一定の要件を満たす非常勤職員は、育児休業・介護休暇などを取得することができます。このリーフレットでは、非常勤職員が妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立のために利用できる制度の概略を解説します。

★育児休業・育児時間取得できるか確認してみましょう！

要件①

1週間の勤務日が週3日以上
又は1年間の勤務日が121日以上である

はい

育児時間を取得できます！

いいえ

取得できません

※ 1日につき2時間の範囲内で勤務しない育児時間は、
1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上の場合
に取得できます。

要件②

子が1歳6か月に達する日(産後パパ育休の場合は、
子の出生日から57日+6か月経過日)までに、任期が満了す
ること及び引き続き採用されないことが明らかではない

はい

育児休業を取得できます！

いいえ

取得できません

★介護休暇・介護時間取得できるか確認してみましょう！

要件①

1週間の勤務日が週3日以上
又は1年間の勤務日が121日以上である

はい

1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上の場合に
介護時間を取得できます！

いいえ

取得できません

要件②

指定期間初日から93日+6か月経過日までに、任期が満了す
ること及び引き続き採用されないことが明らかではない

はい

介護休暇を取得できます！

いいえ

取得できません

★出生サポート休暇・配偶者出産休暇・育児参加のための休暇・ 子の看護等休暇・短期介護休暇取得できるか確認してみましょう！

要件

1週間の勤務日が週3日以上
又は1年間の勤務日が121日以上である

はい

上記休暇を取得できます！

いいえ

取得できません

任期の短い
非常勤職員
も採用当初
から取得可
能です。

！ポイント！

<「任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らか」の該当例
(育児休業の場合)>

◎官職が廃止される場合で、任期を更新しないことが明示されているときなど



採用

任期3年

1歳

1歳6か月
官職が廃止さ
れる場合など

育児休業の取得可能期間

◎育児休業の請求は任期の範囲内で行います。

子の養育の事情に応じて次の期間内で、育児休業をすることができます。

【原則】子の出生の日から1歳誕生日の前日までの期間

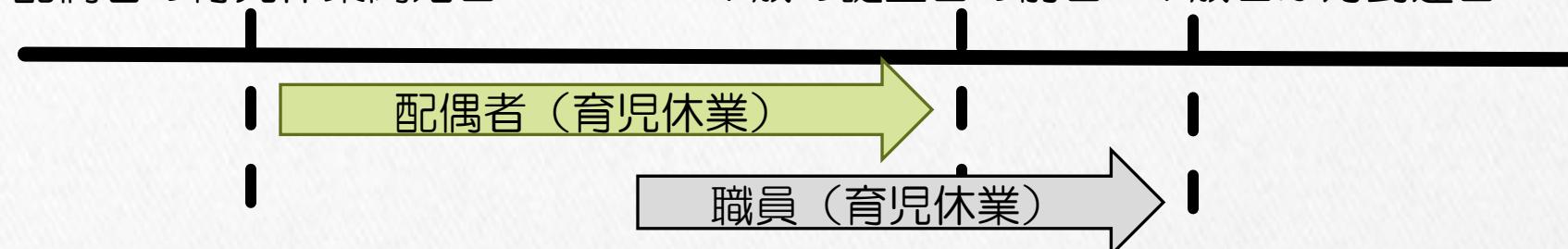
【特例】①配偶者が子の1歳誕生日の前日以前に育児休業をしている場合

…「1歳2か月」に達する日までの最長1年間の期間

配偶者の育児休業開始日

1歳の誕生日の前日

1歳2か月到達日

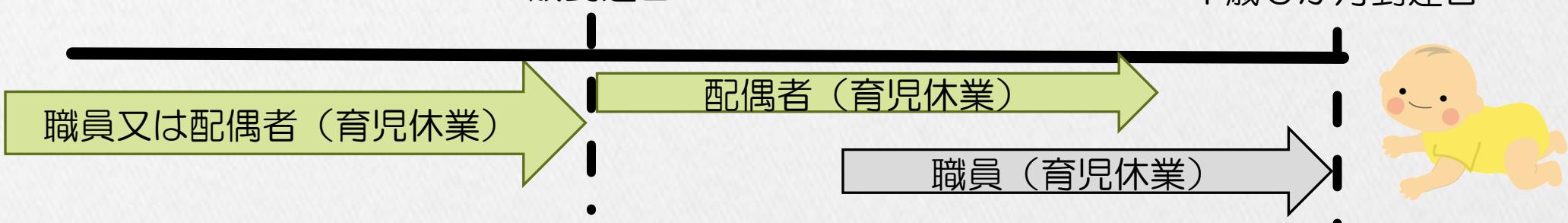


②次の(1)～(4)を満たす場合 …「1歳6か月」

- (1) 子の1歳の誕生日（配偶者が子の1歳の誕生日以降育児休業をしている場合は、その育児休業の末日の翌日以前の日）を初日とする育児休業をする
- (2) 職員又は配偶者が子の1歳誕生日の前日に育児休業をしている
- (3) 保育所等の利用ができない場合等、子の1歳の誕生日以降、育児休業をすることが特に必要と認められる場合に該当する
- (4) 子の1歳の誕生日以後、(1)、(2)、(3)の条件を満たす育児休業をしたことがない

1歳到達日

1歳6か月到達日



※特に必要と認められる場合には、2歳まで取得可能

介護休暇の取得可能期間

◎介護休暇の請求は任期の範囲内で行います。

- ・ 使用可能期間は、介護を必要とする状態にある間の家族1人につき、通算93日（3回まで分割可）の範囲内です。
- ・ 休暇の単位は、1日又は1時間単位（1時間を単位とする場合は4時間の範囲内）です。



＜指定期間の分割例＞

指定期間①

30日

指定期間②

23日

指定期間③

40日

指定期間の中で
介護休暇を
請求します。

各期間の合計は最大93日（各期間の間隔に上限なし）

＜経済的支援について＞

育児休業（介護休暇）期間中は無給ですが、雇用保険法（所管：厚生労働省）が適用される場合には、一定の要件を満たすとき育児休業（介護休暇）給付が支給されます。また、雇用保険法による支給を受けることが出来ない場合で、国家公務員共済組合法（所管：財務省）が適用される場合には、一定の要件を満たすとき育児休業（介護休暇）手当が支給されます（介護休業手当の対象は、全日休暇を取得した日のみ。）。

育児休業期間中は、申出により共済掛金及び厚生年金保険の保険料が免除されます。

妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援制度には次のようなものがあります。

目的			両立支援制度 ※印の制度には取得要件があります	制度の概要 (詳細については、所属機関の人事担当にもご確認ください。)
出妊娠	育児	介護		
○			出生サポート休暇 ※	不妊治療に係る通院等のための休暇(年度 5 日(体外受精等に係る通院等の場合は更に 5 日加算))
○			深夜勤務・時間外勤務の制限	妊娠婦である職員が深夜(午後10時～午前5時)・正規の勤務時間以外に勤務しないこと
○			健康診査・保健指導を受けるための職専免	妊娠婦である職員が健康診査・保健指導を受けるため勤務しないこと
○			業務軽減	妊娠婦である職員の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就くこと
○			休息・補食のための職専免	妊娠中の職員が適宜休息し、又は補食するため勤務しないこと
○			妊娠疾病休暇	保健指導・健康診査に基づく指導事項を守るための休暇
○			通勤緩和のための職専免	妊娠中の職員が交通機関の混雑を避けるため始業又は終業時に 1 日 1 時間まで勤務しないこと
○	○		産前休暇	6 週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定である場合の休暇(出産日まで)
○			産後休暇	出産した場合の休暇(出生日の翌日から 8 週間を経過する日まで)
○	○		配偶者出産休暇 ※	妻の出産に伴う入退院の付添い、子の出生の届出等を行うための休暇(2 日)
○			育児参加のための休暇 ※	妻が出産する場合に出産に係る子・未就学児を養育するための休暇(5 日)
○	○		育児休業 ※	原則 1 歳未満の子を養育するための休業
	○		子の看護等休暇 ※	小学校 3 年生までの子を看護等するための休暇(年度 5 日(小学校 3 年生までの子が 2 人以上の場合 10 日))
○	○		育児時間 ※	未就学児を養育するため、1 日につき 2 時間又は 1 年につき 10 日相当の時間まで勤務しないこと
○			保育時間	1 歳未満の子に授乳等を行うための休暇(1 日 2 回それぞれ 30 分以内)
	○		介護休暇 ※	家族の介護を行うための休暇(通算 93 日、3 回まで分割取得可)
	○		介護時間 ※	家族の介護を行うための休暇(連続 3 年の間に 1 日につき 2 時間まで)
	○		短期介護休暇 ※	家族の介護を行うための休暇(年度 5 日(要介護者が 2 人以上の場合は 10 日))
○	○		フレックスタイム制 ※	総勤務時間数を変えずに、日ごとの勤務時間数・勤務時間帯を変更すること
○	○		早出遅出勤務	小学校 6 年生までの子の養育、家族の介護のため、勤務時間帯を変更すること
○	○		深夜勤務の制限	未就学児の養育、家族の介護のため、深夜に勤務しないこと
○	○		超過勤務の免除	未就学児の養育、家族の介護のため、超過勤務しないこと
○	○		超過勤務の制限	未就学児の養育、家族の介護のため、1 月につき 24 時間、1 年につき 150 時間を超えて超過勤務しないこと
○	○	○	休憩時間の短縮	小学校 6 年生までの子の養育、家族の介護、妊娠中職員の交通機関混雑の回避のため、休憩時間を短縮すること
○	○	○	休憩時間の延長	小学校 6 年生までの子の養育、家族の介護のため、休憩時間を延長すること(休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行うときに限る)

非常勤職員の方向けの制度概要、各種リーフレット等は以下のページに掲載しています。あわせてご覧ください。

人事院ホームページ

[「妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援のページ」](#)



[「主な両立支援制度の概要（非常勤職員用）」](#)



【問い合わせ先】 人事院職員福祉局職員福祉課 03-3581-5311 (内線 2574)

北海道事務局 011-241-1249

東北事務局 022-221-2002

関東事務局 048-740-2005

中部事務局 052-961-6839

近畿事務局 06-4796-2181

中国事務局 082-228-1182

四国事務局 087-880-7441

九州事務局 092-431-7732

沖縄事務所 098-834-8400